

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

会津森林管理署南会津支署長 殿
(登録番号T8000012050001)

(買受人住所)

(氏 名)

(代理人氏名)

(電話番号 : _____)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件所在地 : 福島県南会津郡南会津町山口字村上867 会津森林管理署南会津支署				
用 途		品 目	物件番号1号 エクストレイル 普通乗用車 会津300せ7353	
売買代金明細	金額(税抜)	消費税	金額(税込)	備考
自動車本体価格	円	円	円	課税(10%)
自賠責保険料 未経過相当額	円	円	円	
自動車重量税相当額	円	円	円	
小計 (課税対象額合計)	円	円	円	
リサイクル預託金 (資金管理料金除く)	円		円	非課税
合計	円	円	円	課税対象額+リサイクル預託金

売 払 決 議

決議年月日 令和 年 月 日

分任契約担当官	総括事務管理官	事務管理官 (経理)	総括森林整備官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。
なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規 会計法 第 条第 項第 号 代決令 第 条第 項第 号	売払事由 不用物品の売払い
--	----------------------

引渡職員

(裏面)

契 約 条 件 調 書

- 1 本契約は表記総金額 _____ 円を納付したときに成立する。
- 2 物件の引渡しは代金納入の日とする。
- 3 搬出期間は、物件引渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4 買受人が、やむ得ない事由により前項の搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、会津森林管理署南会津支署長はその事由を審査してその必要と認める期間搬出延期を承認することができる。
- 5 前号のより搬出延期の承認を受けようする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 買受人は、会津森林管理署南会津支署長があらかじめ指定する職員の立会いのもとに搬出するものとする。
- 7 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 8 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、売払い代金の100分の10に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 9 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除する。
- 10 この契約解除は、将来に向かってのみ効力を生ずるものとする。
- 11 特約事項
買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」写し、継続使用する場合は使用者の変更をした「自動車検査証」写しを会津森林管理署南会津支署長へ提出すること。